

総

論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

総合振興計画は、基礎的自治体として民主的かつ効率的な行政を確保し、地域における総合的かつ計画的な行政経営を行うための最上位計画です。

本市においては、これまで5次にわたって総合振興計画を策定し、計画的な行政経営を行ってきました。

第1次 昭和46(1971)年度～昭和55(1980)年度

第2次 昭和59(1984)年度～平成6(1994)年度

第3次 平成元(1989)年度～平成12(2000)年度

第4次 平成10(1998)年度～平成19(2007)年度(平成16(2004)年度一部改定)

第5次 平成20(2008)年度～平成29(2017)年度(平成25(2013)年度一部改定)

第5次計画期間中には、日本の人口減少が明らかになり、東日本大震災をはじめとした多くの自然災害の発生など、日本全体が大きな転機を迎え、本市を取り巻く環境も人口減少・少子高齢化、市民の価値観の多様化、地方分権の進展など、著しく変化しました。

特に、地方分権一括法の施行などにより、地域の実情に合ったまちづくりを地域が主体的に担うことが求められています。この時代の流れに対応し、個性あるまちづくりを進めていくため、本市のまちづくりについて誰がどのような役割を持ち、どのように進めていくのかといった基本原則を定めた「羽生市まちづくり自治基本条例」を制定し、平成22(2010)年4月に施行しています。(平成26(2014)年度に一部改定)

これまでの行政経営の経緯を十分に踏まえ、新たに目指すべき目標を設定し、総合的かつ計画的な行政経営を行うため、新たに第6次の総合振興計画を策定しました。

(2) 計画の性格

総合振興計画は、本市のまちづくりを進めるための最上位計画であり、行政経営の基本的な姿勢、基本理念を定め、長期的展望の下に目指す将来都市像を明確にし、その実現のための政策、施策、主な事業を示したものです。

注：用語の右上に*印があるものは、巻末に注釈があります。

(3) 計画の構成

①基本構想

将来都市像や施策の大綱を示すものです。

計画期間 平成30(2018)年度～令和9(2027)年度

②基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示すものです。基本構想の計画期間を前期5年間と後期5年間とし、策定します。

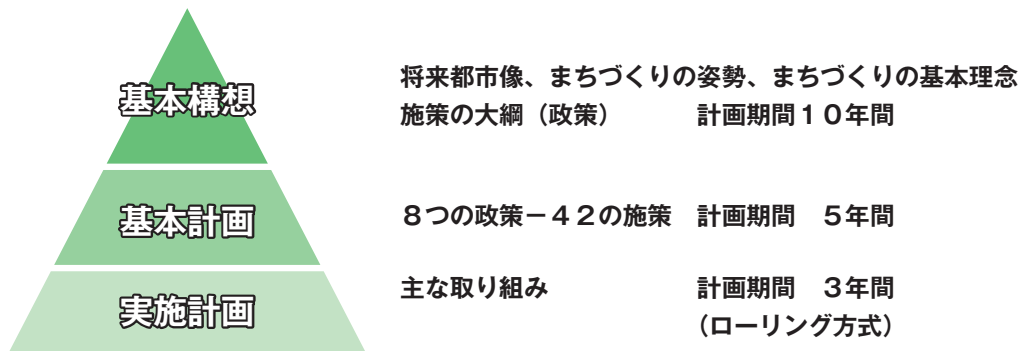
計画期間 前期 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度

後期 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

③実施計画

基本計画に掲げた施策を実現するための具体的な取り組みを示したものです。計画は3年間で、毎年度実施内容を見直すローリング方式とします。

第6次総合振興計画の構成



第6次総合振興計画の期間

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
基本構想	→									
基本計画	前期 →					後期 →				
実施計画	→		→			→			→	
	→			→				→		
	→				→					

2 本市の現状

(1) 位置・面積・気候

本市は、関東地方のほぼ中央、埼玉県の北東部に位置し、都心から約60km、さいたま市（浦和区）から約40kmの距離にあり、東と南は加須市、西は行田市、北は利根川を隔てて群馬県に隣接しています。

市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64km²です。

気候は、内陸型気候に属し、夏は蒸し暑く、冬は「からっ風」といわれる強い季節風が吹き、令和4（2022）年の平均気温は16.0℃、降水量は1,251mm（熊谷気象台観測）です。

(2) 交通

本市の主な交通機関には、東武伊勢崎線、秩父鉄道、東北自動車道羽生インターチェンジ、国道122号、国道125号バイパスがあります。

東北自動車道により東京方面・宇都宮方面の各都市へ短時間で結ばれています。また、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）により東名高速道路から東関東自動車道までの5つの高速道路とつながり、神奈川方面から成田国際空港方面までの関東各地へのアクセスが向上したことから、企業立地や観光での優位性が高まると期待されています。

本市の位置

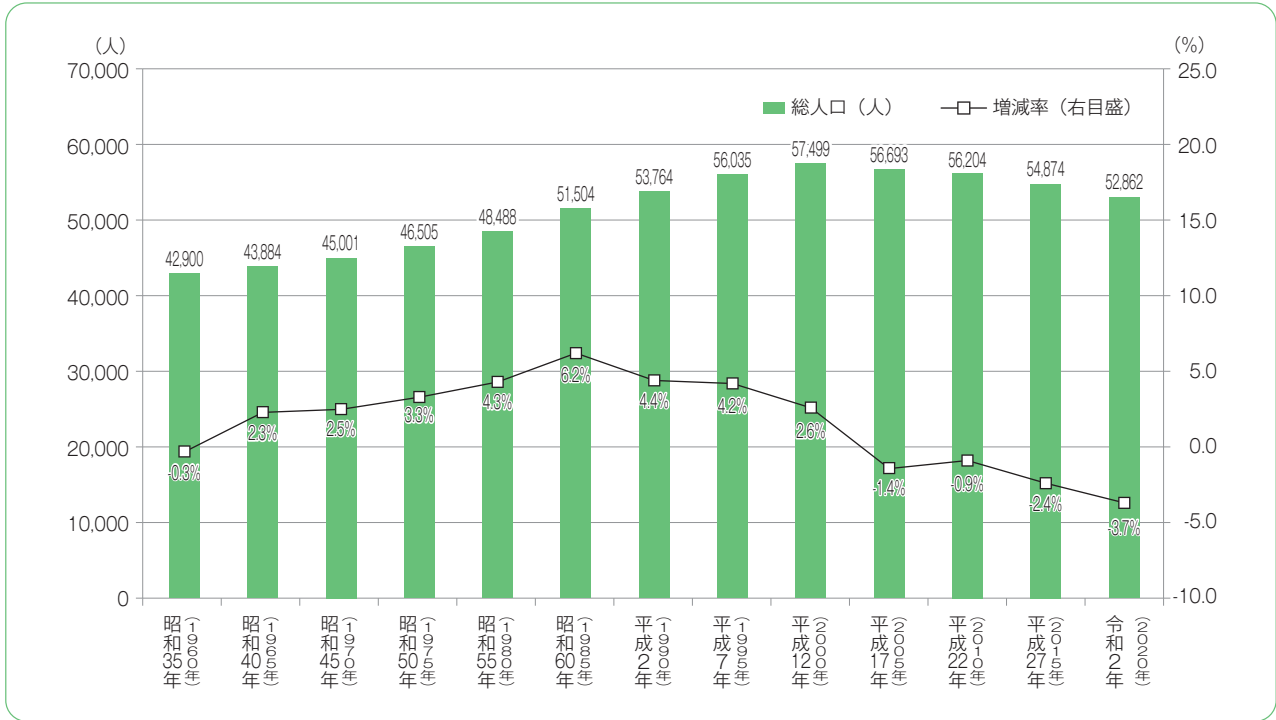


(3) 人口の推移と見通し

①人口の推移

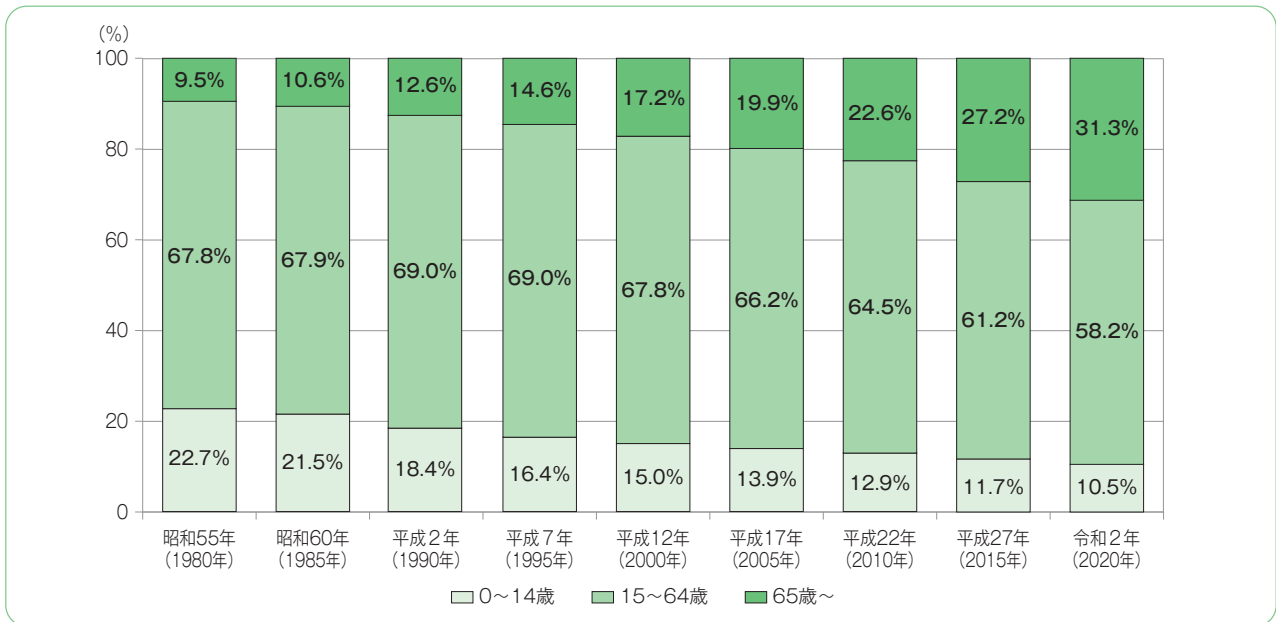
本市の人口は、平成12（2000）年をピークに減少に転じています。65歳以上の人口比率（高齢化率）は上昇を続け、令和2（2020）年には31.3%となりました。

本市の人口の推移



出典：国勢調査

本市の年齢3区分別構成比率の推移

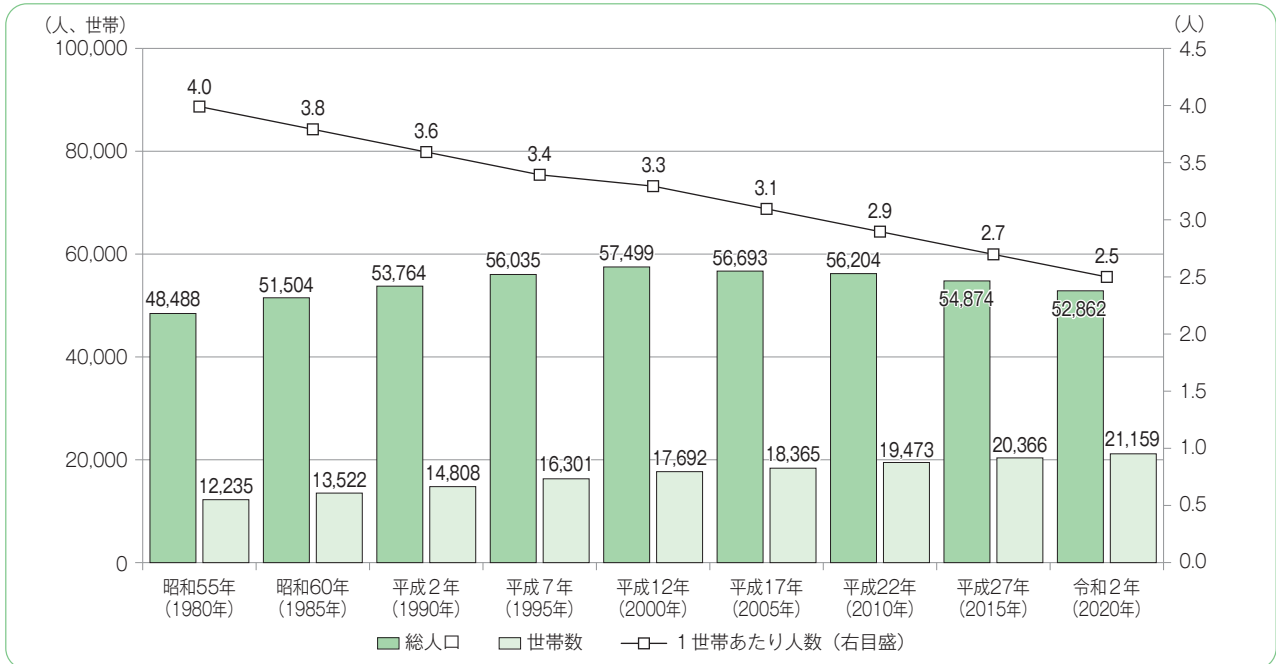


出典：国勢調査（不詳除く）

注：構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

本市の総人口は、平成12（2000）年をピークに減少に転じていますが、世帯数は増え続けており、1世帯あたり人数は減少しています。

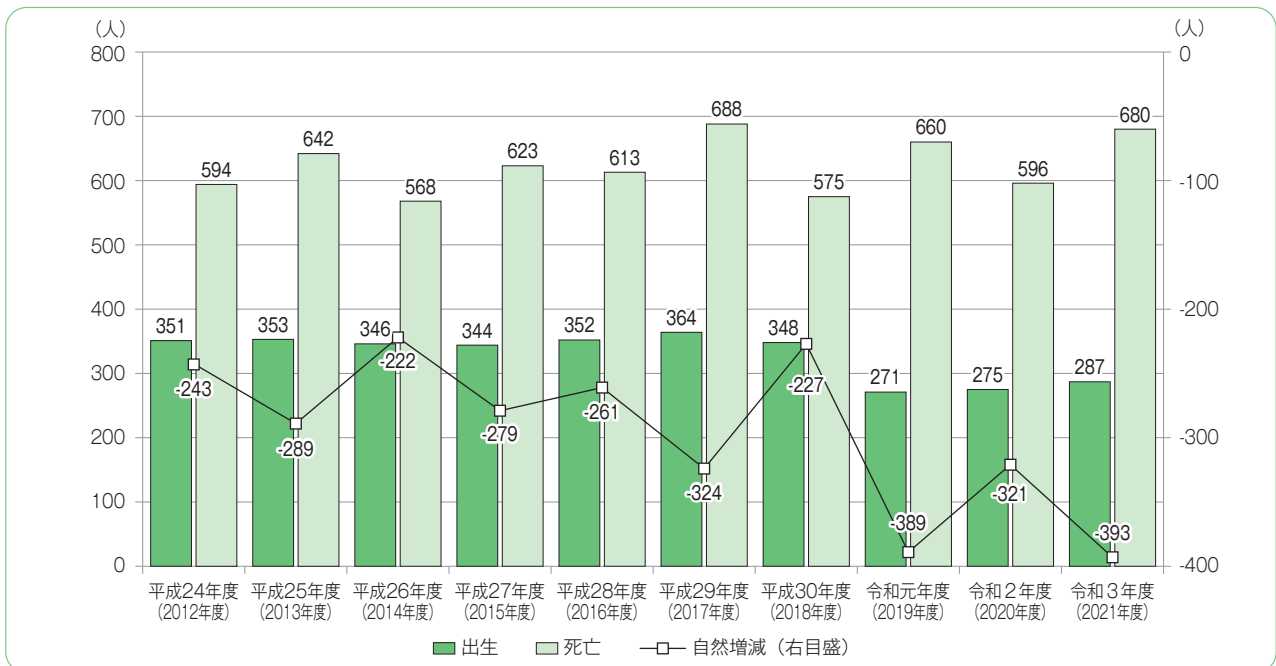
本市の総人口、世帯数、1世帯あたり人数



出典：国勢調査

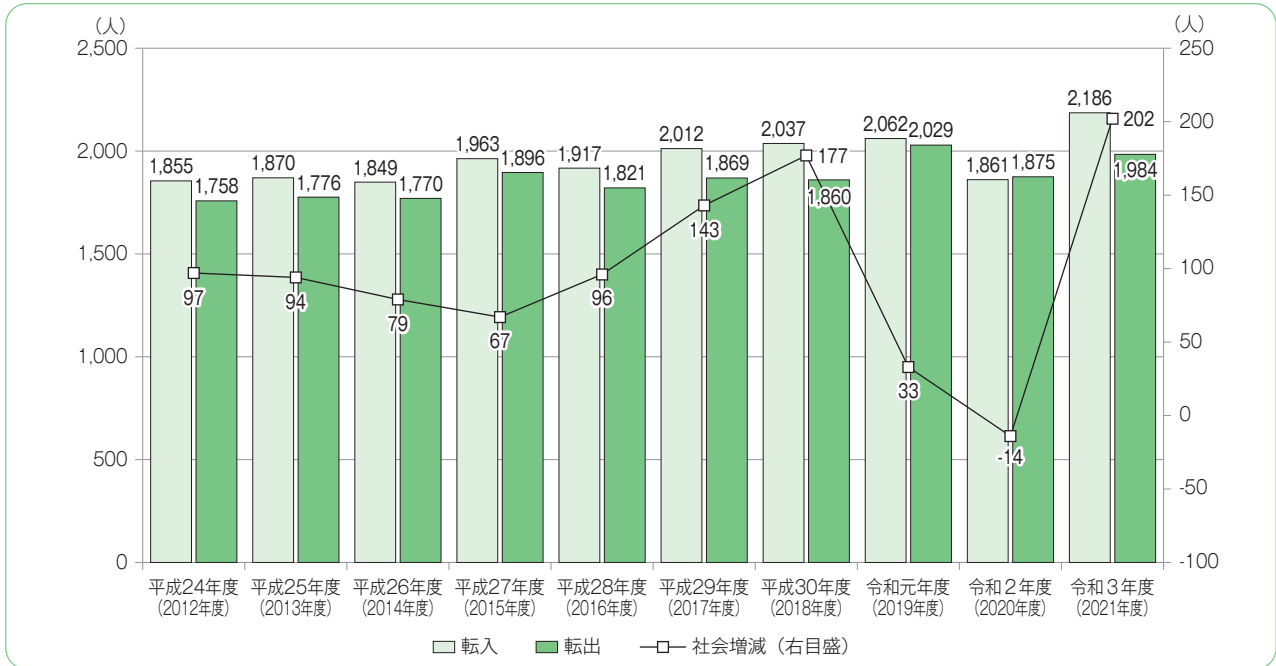
本市では、近年死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。転入数と転出数の差を示す社会増減は、令和2年度を除き転入数が上回る社会増となっているものの、総人口は減少が続いています。

本市の出生数と死亡数、自然増減



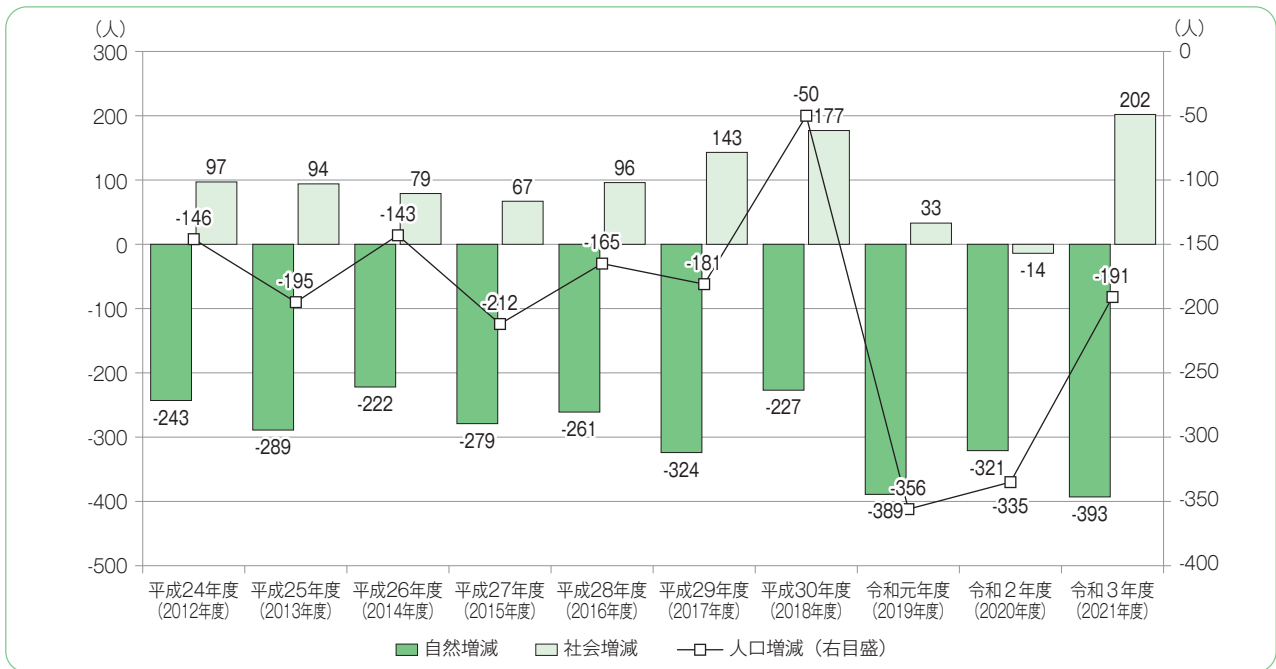
出典：統計はにゅう

本市の転入数と転出数、社会増減



出典：統計はにょう

本市の自然増減と社会増減、人口増減



出典：統計はにょう

注：人口動態には、出生・死亡、転入・転出以外に職権記載があるため住民基本台帳上の増減とは一致しない。

②人口の見通し

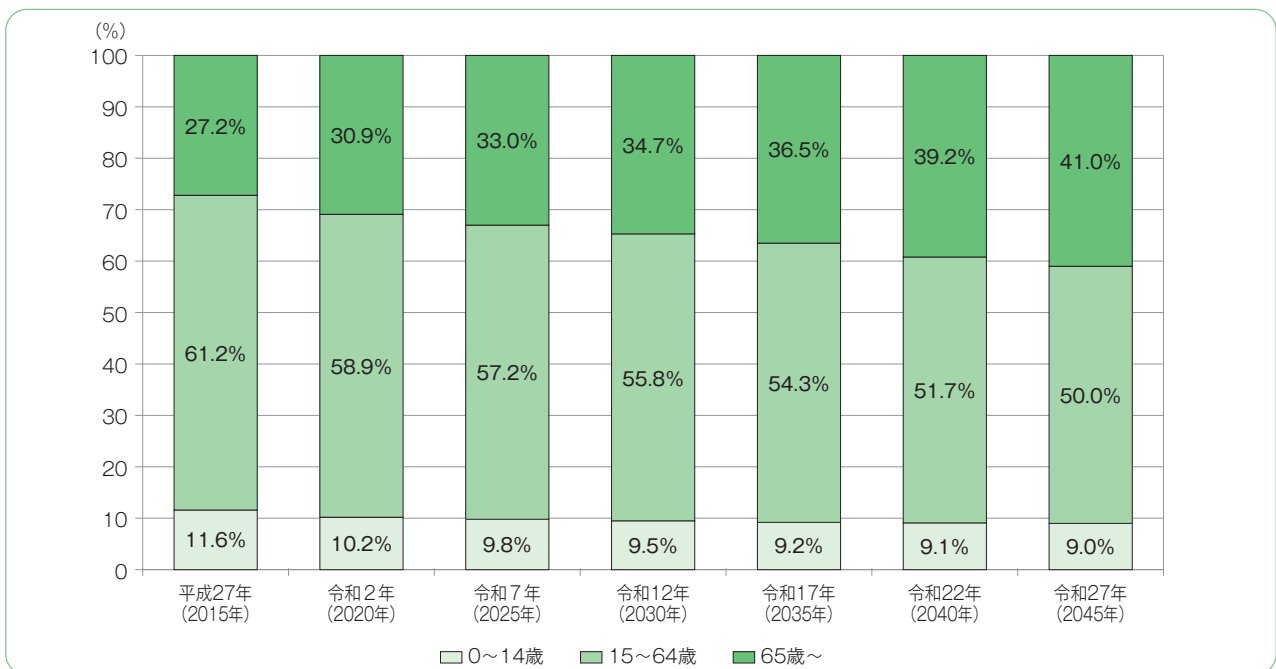
本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所*の将来人口推計（平成30（2018）年3月）によれば、令和27（2045）年に約40,600人まで減少すると推計されています。年齢3区分をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口*が減少し続けます。65歳以上の人口は令和22（2040）年をピークに減少に転じますが、その人口比率は令和27（2045）年まで増加し続け、41.0%となります。

本市の将来人口推計（年齢3区分別人口数）



出典：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成30（2018）年3月）

本市の将来人口推計（年齢3区分別人口比率）



出典：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成30（2018）年3月）

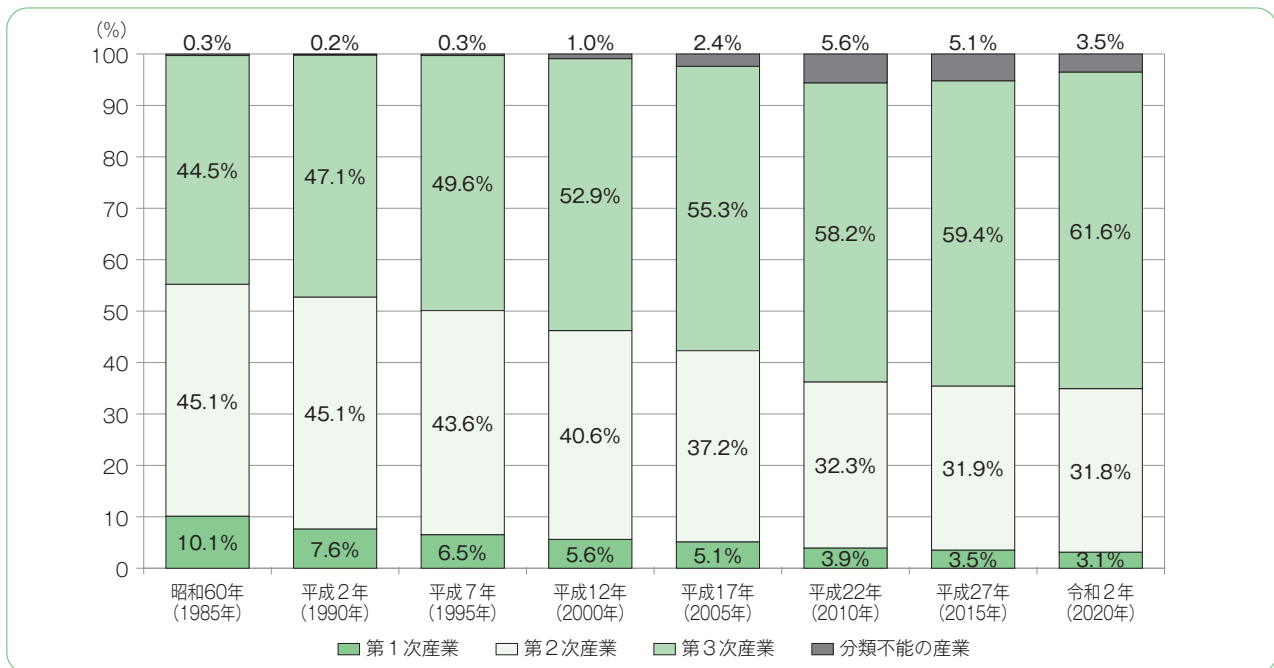
(4) 産業

①産業構造

本市の産業別就業者の割合は、昭和60（1985）年には、第1次産業が10.1%、第2次産業が45.1%、第3次産業が44.5%であったものが、令和2（2020）年には、第1次産業が3.1%、第2次産業が31.8%、第3次産業が61.6%と変化し、第1次及び第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合は上昇しています。

農業や製造業などの就業者の減少と、サービス部門の就業者の増加により、産業構造がソフト化・サービス化傾向にあることがうかがえます。

本市の産業別就業者割合の推移



出典：国勢調査

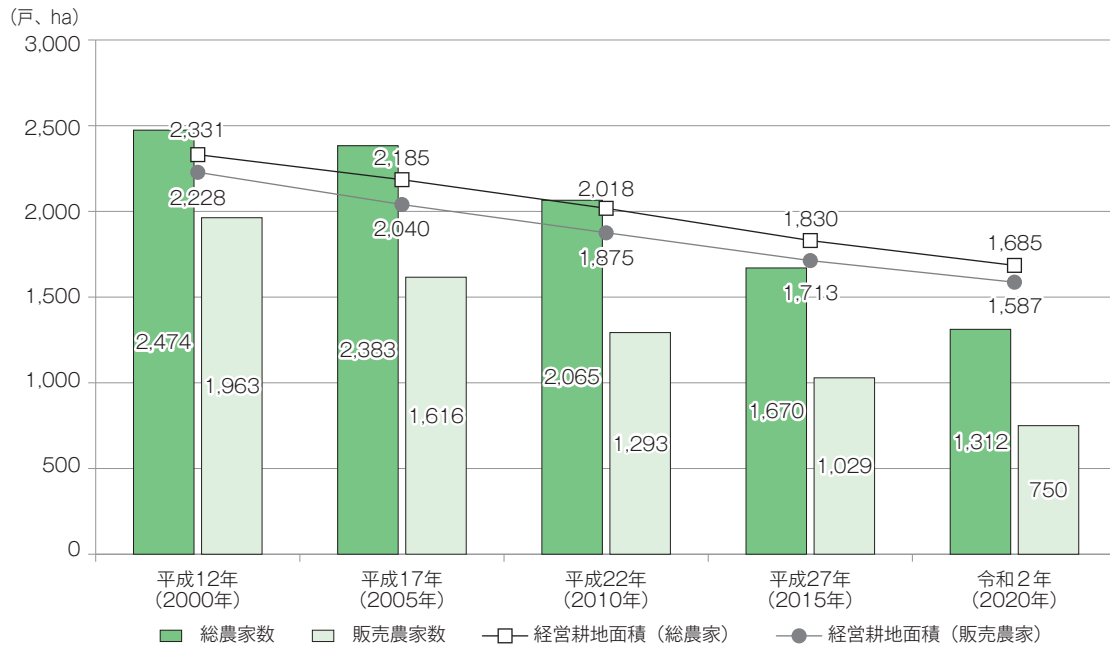
②農業

本市の農業は、水田による稲作が中心で、きゅうり・なすなどの野菜も栽培されています。農家数及び経営耕地*面積は減少傾向にあり、また、農業従事者の高齢化が進んでいます。

農業経営体において小規模経営体の減少が著しく、反面、大規模経営体は増加しており、耕作地の集約化が進んでいることがうかがえます。

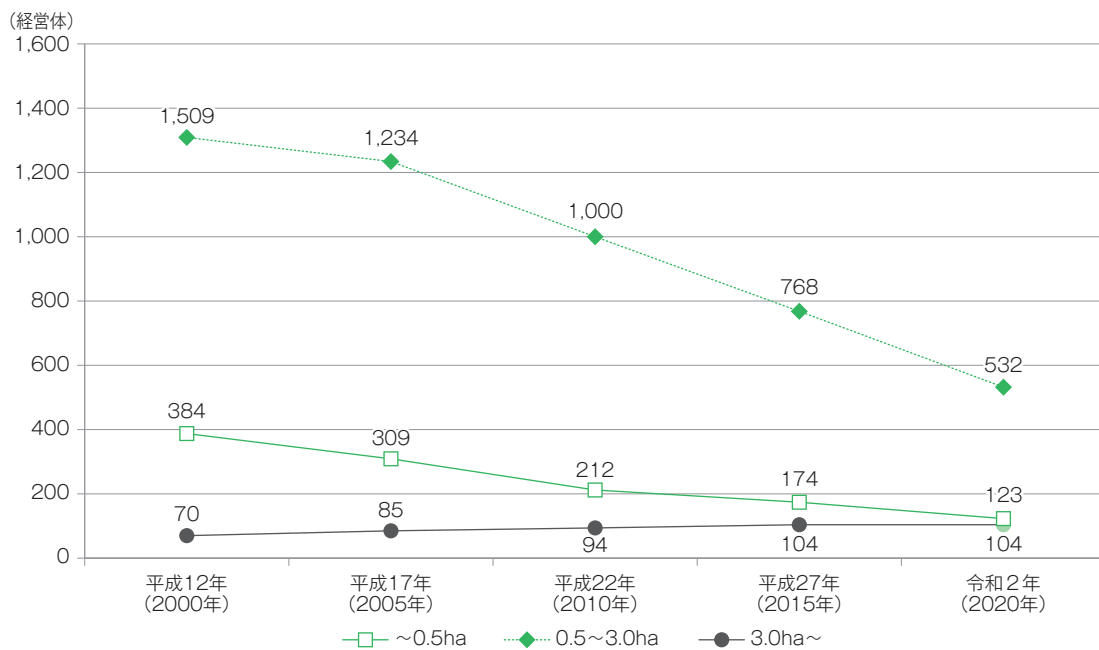
耕作放棄地面積については、令和元年度をピークに減少傾向にあります。

本市の農家数、経営耕地面積の推移



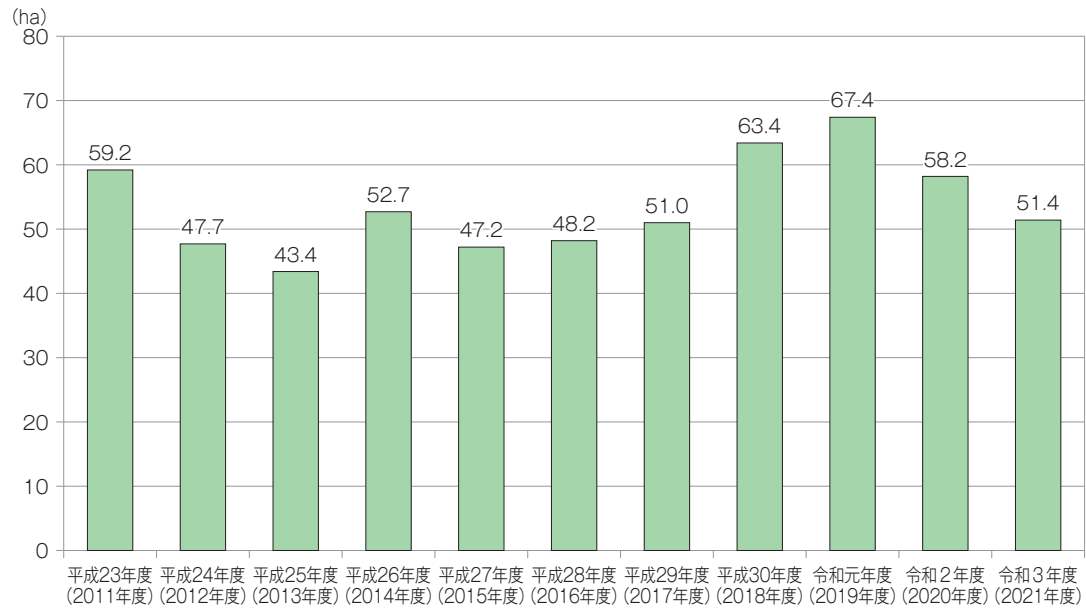
出典：平成12（2000）年世界農林業センサス 平成17（2005）年農林業センサス
 平成22（2010）年世界農林業センサス 平成27（2015）年農林業センサス
 令和 2（2020）年農林業センサス

本市の経営耕地面積規模別経営体数（経営体）



出典：平成12（2000）年世界農林業センサス 平成17（2005）年農林業センサス
 平成22（2010）年世界農林業センサス 平成27（2015）年農林業センサス
 令和 2（2020）年農林業センサス

本市の耕作放棄地面積の推移



出典：統計はにゅう

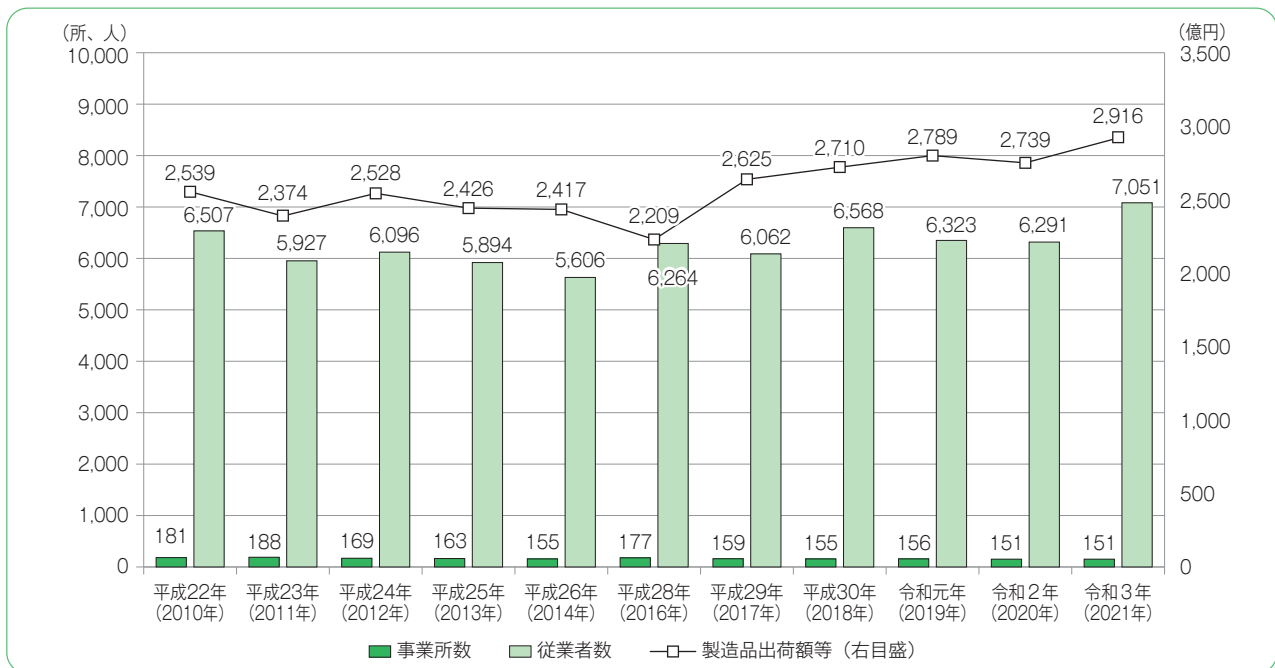
③工業

本市は、江戸時代末期以降、青縞（あおじま：藍染めされた糸で織り上げられた無地の木綿地）の生産地であり、大正時代以降、被服・足袋の生産に替わり、電気裁断機等の導入により学生服が大量に生産されたという経緯もあり、現在でも繊維工業に係る事業者が数多くみられます。現在は、多種多様な産業の集積がみられ、機械器具製造業や化学工業の事業所の従業者や製造品出荷額等が多くなっています。

また、本市には大沼工業団地や小松台工業団地、川崎産業団地が整備されており、「工場立地法」に基づく工場適地とされています。更に、令和元（2019）年度から、新たに上岩瀬地区産業団地の事業化が進められ、令和4年度に完了しました。

事業所数は長期間減少傾向にあるものの、従業者数や製造品出荷額等の総数・総額については回復の兆しも見られます。

本市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等



出典：経済産業省 工業統計調査「市区町村編」

総務省・経済産業省 経済センサス - 活動調査 製造業（市区町村編）

注：平成22（2010）年、平成24年（2012年）～平成26年（2014）年は工業統計調査基準日各年12月31日現在

平成29（2017）年～令和2（2020）年は工業統計調査 基準日各年6月1日現在

事業所数及び従業者数は6月1日現在、製造品出荷額等は前年1月～12月の合計

平成23（2011）年は平成24年経済センサス活動調査 基準日平成24年2月1日

事業所数及び従業者数は2月1日現在、製造品出荷額等は平成23年1月～12月の合計

平成28（2016）年は平成28年経済センサス活動調査 基準日平成28年6月1日

事業所数及び従業者数は6月1日現在、製造品出荷額等は平成27年1月～12月の合計

令和3（2021）年は令和3年経済センサス活動調査 基準日令和3年6月1日

事業所数及び従業者数は6月1日現在、製造品出荷額等は令和2年1月～12月の合計

尚、工業統計調査と経済センサスでは、一部調査対象が異なること、また、令和3年経済センサス活動調査には個人経営を含まないことから単純比較はできない。

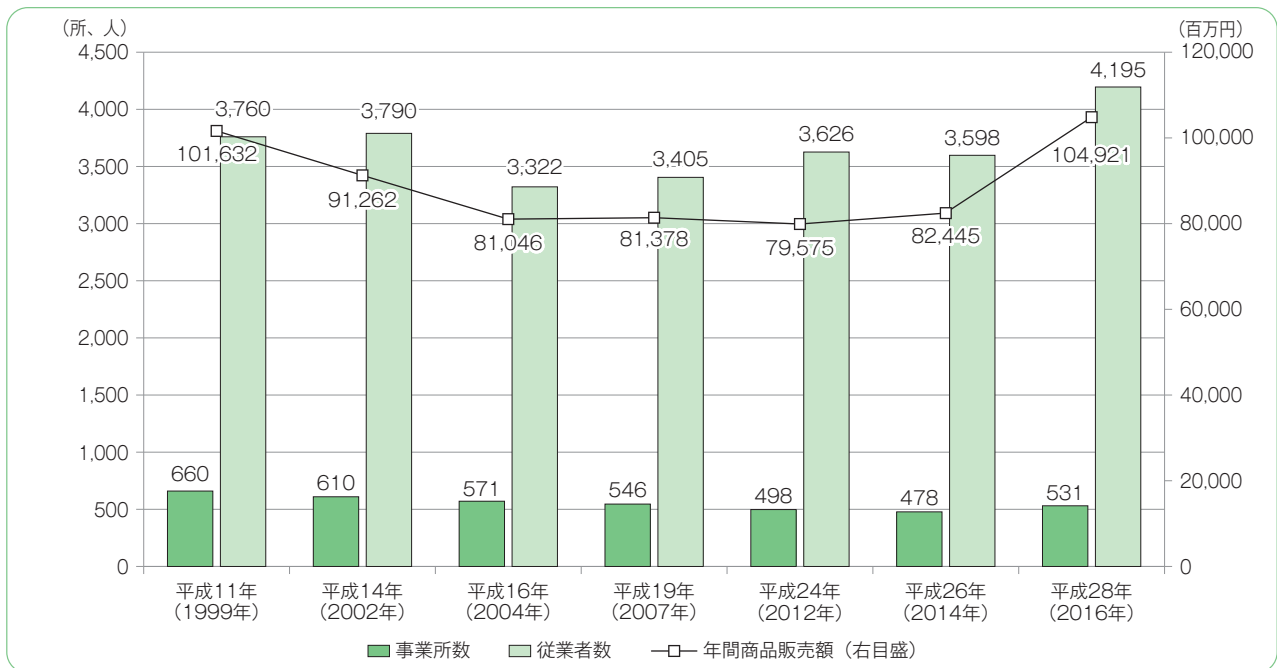
④商業

本市では、市街地へ自然発生的に集積した店舗により、現在7つの商店街が形成されています。令和元（2019）年度より、埼玉県NEXT商店街プロジェクト事業*に採択され始めた地域活性化事業を継続して実施することで、商店街周辺エリアも含めた賑わいの創出に取り組んでいます。

一方、近年は郊外に大型店・専門店が増えており、令和2（2019）年には岩瀬グローバルタウン構想により、大型商業施設が集積する「愛藍タウン」もオープンしています。

事業所数は減少から増加の兆しも見られますが、従業者数、年間商品販売額は増加傾向にあり、店舗の大型化が進んでいることがうかがわれます。

本市の事業所数、従業者数、年間商品販売額



出典：経済産業省 商業統計調査「市区町村表」

総務省・経済産業省 経済センサス・活動調査 卸売業、小売業 産業編（市区町村表）

注：商業統計調査：平成11（1999）年、平成26（2014）年は7月1日現在、平成14（2002）年～平成19（2007）年は6月1日現在

平成11（1999）年～平成19（2007）年の年間販売額は、前年4月～調査年の3月、平成26（2014）年の年間販売額は、前年1月～12月の合計

経済センサス活動調査：平成24（2012）年は2月1日現在、平成28（2016）年は6月1日現在、年間販売額は、前年1月～12月の合計

尚、商業統計調査と経済センサスでは、一部調査対象が異なることから単純比較はできない。

⑤観光

本市には、淡水魚を集めた全国でも珍しい「さいたま水族館」があり、羽生水郷公園の宝蔵寺沼ムジナモ*自生地は、食虫植物「ムジナモ」の国内唯一の自生地として国の天然記念物*に指定されています。隣接する三田ヶ谷農林公園「キヤッセ羽生」には、地場産の農産物や特産品の販売所などがあり、休日には多くの家族連れや買い物客で賑わいます。

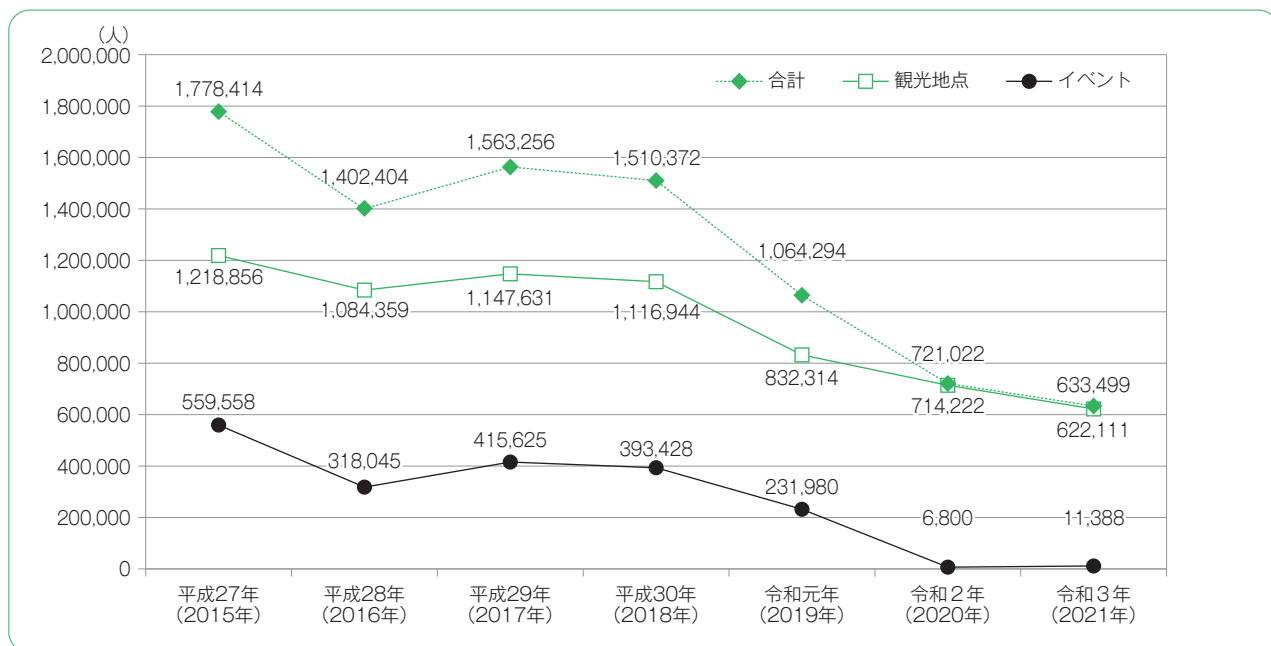
また、羽生水郷公園の南側一帯の農地において、いちご狩りをはじめとした体験型観光の拠点として、観光農園の整備が進められており、更なる集客が期待されています。

平成22（2010）年11月に第1回「ゆるキャラ®さみっと in 羽生」（現世界キャラクターさみっと in 羽生）が開催され、県内でも最大級の来場者を迎えるイベントになっています。運営には当初から実行委員会方式がとられており、観光振興に市民が活躍する機会となっています。

また、近隣の加須市や行田市と連携した回遊や、山梨県富士河口湖町との観光経済交流協定締結など、広域的な連携体制を構築しています。

令和元（2019）年に減少した観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2（2020）年・令和3（2021）年と更に落ち込み、観光産業は大きなダメージを受けました。今後、感染症の収束による観光需要の復活が期待されています。

本市の観光入込客の推移

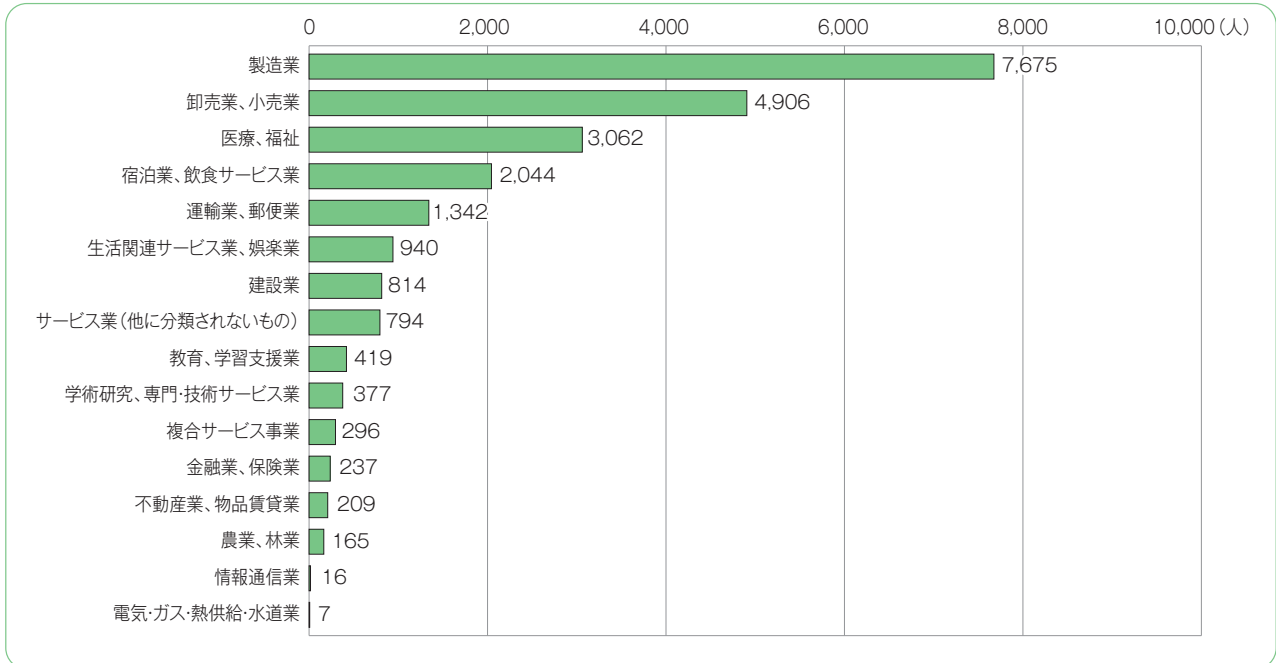


出典：埼玉県観光課 観光入込客統計調査結果

⑥雇用

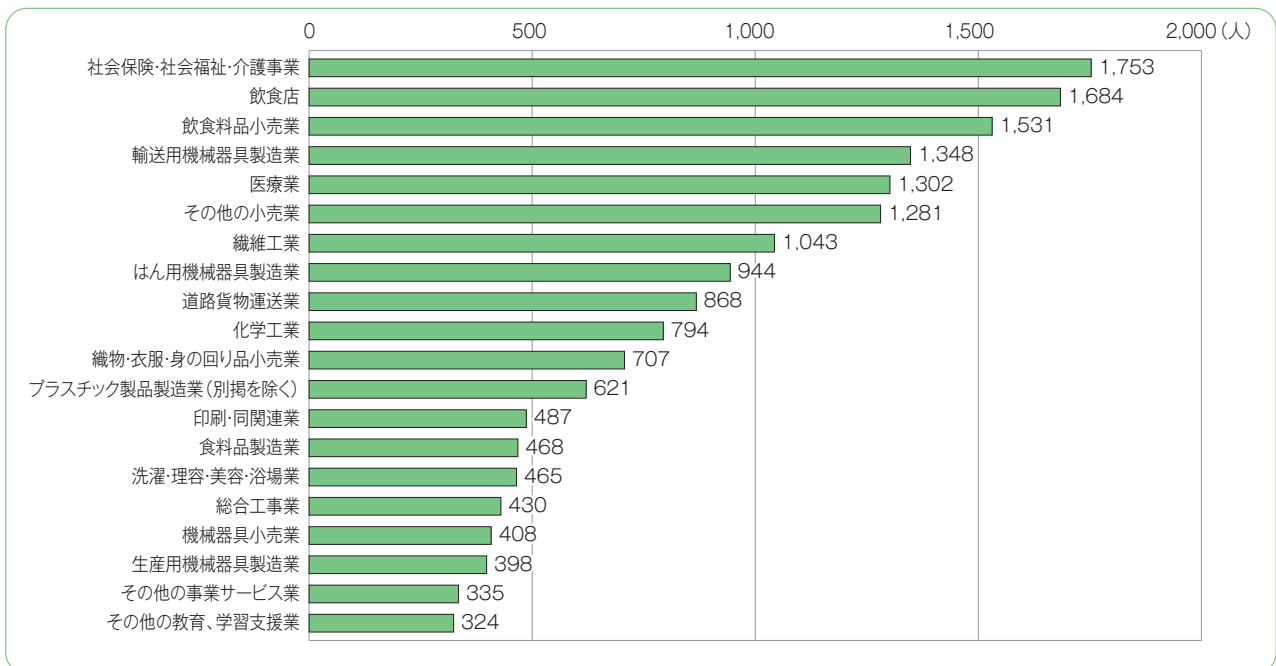
本市における産業別の従業者数は、産業大分類では、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉が多く、産業中分類では、社会保険・社会福祉・介護事業、飲食店、飲食料点小売業が多くなっています。

本市の従業者数（産業大分類）



出典：平成28（2016）年経済センサス

本市の従業者数（産業中分類）



出典：平成28（2016）年経済センサス

(5) 市財政

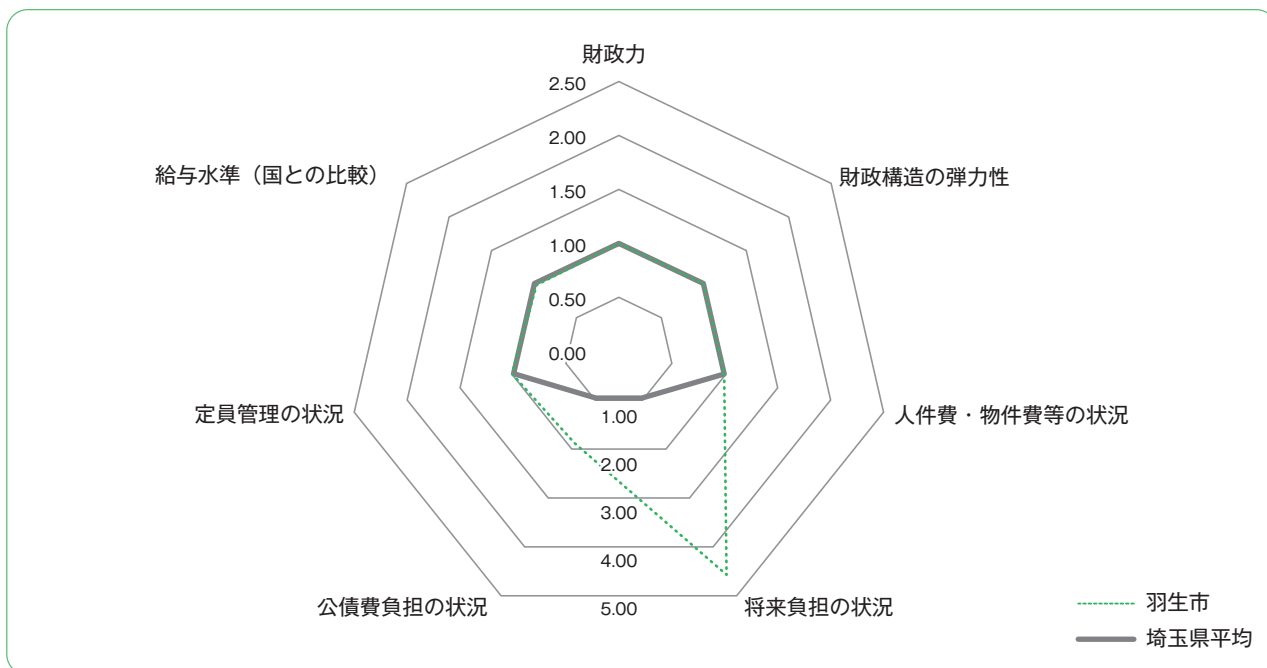
本市の財政は、埼玉県財政状況資料集（令和2（2020）年度）の市町村財政比較分析表（普通会計決算）において、埼玉県平均と比較したところ、財政力、財政構造の弾力性以外は劣位にあります。特に、将来負担、公債費負担の状況は大きく県平均を上回っています。

本市の財政に係る指標比較

財政指標等	本市	埼玉県平均
財政力 （財政力指数 高い方が強いとされる）	0.81	0.79
財政構造の弾力性 （経常収支比率 低い方が弾力性が高いとされる）	91.7%	93.7%
人件費・物件費等の状況 （人口1人当たり人件費・物件費等決算額 少ない方が効率的とされる）	116,560円	116,377円
将来負担の状況 （将来負担比率* 低い方が望ましいとされる）	73.1%	16.0%
公債費負担の状況 （実質公債費比率* 低い方が望ましいとされる）	9.4%	5.0%
定員管理の状況 （人口千人あたり職員数 少ない方が効率的とされる）	6.85人	6.64人
給与水準（国との比較） （ラスパイレス指数 低い方が適正とされる）	97.0	(※)98.8

(※) 全国市平均

本市／埼玉県平均（財政力1.00より大きいほど良い、その他は1.00より小さいほど良い）



埼玉県平均＝1.00 給与水準は、全国市平均
「公債費負担の状況」と「将来財政負担の状況」については1.00、2.00、3.00、4.00、5.00の目盛り

本市の借入金現在高（関連団体分含む）は、平成22（2010）年度末では約310億円であったものが、令和3（2021）年度末では約270億円となり、11年間で約40億円減少しています。

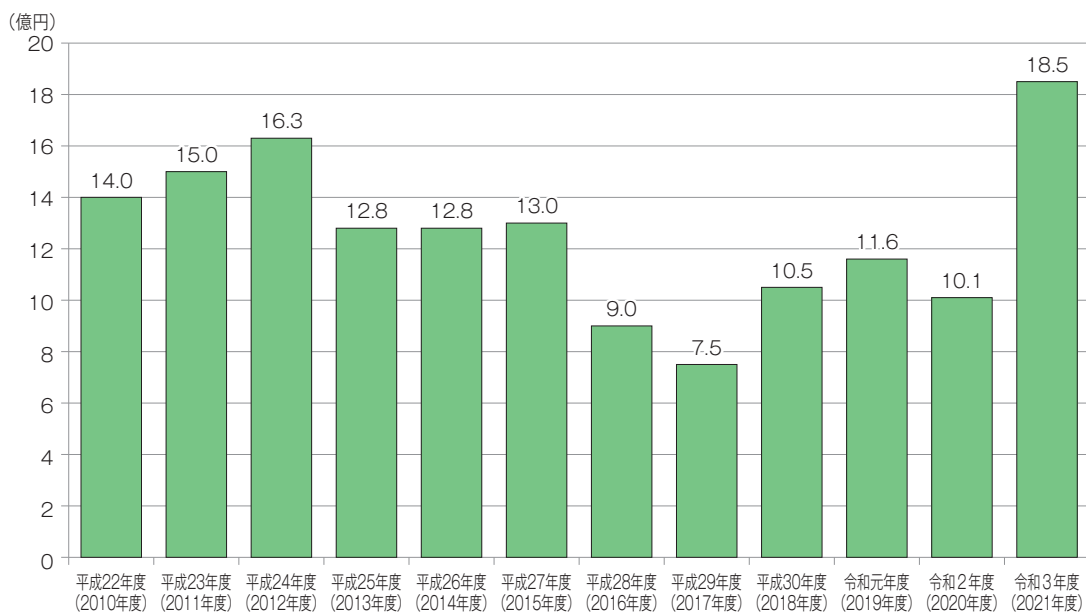
また、財政調整基金は、平成22（2010）年度末では14億円でしたが、その後増減を繰り返し、令和3（2021）年度末には18.5億円となっています。

本市の市及び市関連団体借入金残高の推移（各年度末）



出典：統計はにゅう

本市の財政調整基金の推移（各年度末）



出典：統計はにゅう

注：財政調整基金：年度によって発生する財源の不均衡を調整するために設けている基金

3 本市を取り巻く社会環境

まちづくりは、長期的展望の下に進める必要があるため、本市を取り巻く社会環境を以下のとおり整理しました。

(1) 人口減少・少子高齢化

日本の人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少に転じました。

また、埼玉県推計人口によれば、これまで増加を維持してきた埼玉県の総人口においても、令和2（2020）年中頃をピークに減少に転じていると推計されています。なお、15～64歳の生産年齢人口は平成12（2000）年をピークに減少しています。

少子化の状況を見ると、昭和46（1971）年から昭和49（1974）年の第2次ベビーブーム時には、全国で年間200万人から210万人程度あった出生数が減少を続け、平成28（2016）年には100万人を割り込み、令和3（2021）年には80万人台となっています。

全国の65歳以上の人口比率（高齢化率）は、平成27（2015）年の26.6%から、50年後の令和47（2065）年には38.4%まで増加すると見込まれています。

人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決、の3つの視点を基本として、魅力あふれる地方を創生していくことを目標に、平成26（2018）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。これに基づき、国、都道府県、市区町村において「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、毎年度見直しを行いつつPDCAサイクルによる効果的な事業展開が推進されています。

(2) 社会資本の老朽化

我が国全体として、これまでに形成した社会資本を維持し、長期的に利用していくことが必要不可欠となっています。特に、埼玉県及び県内市町村は、高度成長期の急激な人口の流入に対応して整備した公共施設等（道路、橋りょう、上下水道等含む）が老朽化する時期を迎え、安全の確保、維持管理コストの低減、長寿命化が求められています。

しかしながら、人口減少や厳しい財政状況から、公共施設等をこれまで通りの規模で維持管理することは極めて困難となっています。

平成24（2012）年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機として、平成25（2013）年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年11月に「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。国、自治体は、行動計画（地方自治体は、公共施設等総合管理計画*）を策定し、効率的で効果的なマネジメントを実施することで、安全・安心で持続可能な公共施設等の維持管理に取り組んでいます。

(3) 国際情勢の変化と新型コロナウイルス感染症の影響

大国の覇権争いが激しくなる中、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した安全保障上の脅威が急速に高まり、国際協調から分断への流れが加速し、エネルギーや食料価格の高騰等、グローバル化により複雑化した国際情勢や経済情勢の先行きは、極めて不透明な状況となっています。

新型コロナウイルス感染症は、人の移動とともに瞬く間に全世界へ拡散し、経済活動の停滞は世界中に張りめぐらされたサプライチェーンにも大きな影響を与え、世界経済への打撃は極めて大きく、今なお回復の途上にあります。

政治的・経済的な状況等から移民・難民が増加し人権問題としても取り上げられる一方、日本国内でも地域に住み働く外国人の増加から、多文化共生の社会づくりが求められています。

(4) 官民挙げたデジタル化の加速

新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政サービスや教育、医療、働き方など、様々な分野で我が国のデジタル化の遅れを顕在化させることとなりました。

令和2（2020）年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」との、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されました。また、令和3（2021）年9月に設置されたデジタル庁を核としたデジタル・ガバメント*の確立、民間のDX*を促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築するとされました。

まずは自治体が自らDXに取り組むとともに、民間においては積極的なDXやデジタル投資による経済社会全体の生産性向上が求められています。同時に、AI*、IoT*やビッグデータを活用し、新たな付加価値の創造に期待が寄せられています。

(5) 地球温暖化対策とエネルギー政策

温暖化を始めとする地球環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題となっています。温暖化による気候変動の影響は、世界各地で発生している大雨による洪水や干ばつによる農作物被害・大規模山林火災、生態系の変化等様々であり、発生頻度は高まり、規模は拡大しています。

令和4（2022）年11月に開催された、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）では、COP26全体決定の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス&ダメージ、気候資金等の分野で締約国の気候変動対策の強化を求める実施計画や、パリ協定*の1.5℃目標*達成の重要性等が盛り込まれた緩和作業計画が採択されました。

日本政府は令和2（2020）年10月、2050年までに温暖化の要因となっている温室効果ガスの排出をゼロにするカーボン・ニュートラルを打ち出し、令和3（2021）年4月には、2030年度の温室効果ガス排出量の削減幅（2013年度比）を従来の26%から46%に拡大し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくと表明しました。

令和3（2021）年10月に策定された第6次エネルギー基本計画は、気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という、二つの大きな視点を踏まえたものとなっています。

(6) 災害や新たな危機、犯罪への不安の高まり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、沿岸部の地域を中心に多くの尊い人命を奪うとともに、かつてないほど広範な地域に大きな被害を及ぼしました。豪雨や台風による洪水被害は頻度を増し、熊本地震や北海道胆振東部地震など大規模地震も相次ぎ、災害の恐ろしさと対策の難しさを再認識させられました。更に、今後首都直下地震や南海トラフ地震の発生も予測されています。

令和元（2019）年12月に中国で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は世界を席卷し、ワクチン接種は進展しているものの先行きは不透明な状況となっています。

高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺は後を絶たず、一方高齢者が加害者となる交通事故も相次いでいます。令和4（2022）年4月1日からは、成年年齢が18歳に引下げられたことから、若者の消費者被害の拡大も懸念されています。

経済状況の悪化や新型コロナウイルス感染症による孤立化、高齢者世帯や高齢者一人世帯の増加等、家族や地域とのつながりが希薄化していることが、不安を増大させる一因ともなっています。

(7) 人権の尊重、男女共同参画、女性活躍の推進

我が国は、普遍的価値としての人権及び基本的自由の擁護・促進を基本とし、また法の支配の確立を重視しています。

しかしながら女性や高齢者、障がいのある人、外国人等に対する人権上の課題が存在し、インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用した人権問題が発生している他、子どもが加害者や被害者となりトラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

最近では、性的少数者（LGBTQ*）に対する差別や偏見に対する話題が取り上げられることも多く、性的少数者に対する社会的な意識がとて高まってきています。また、同性カップルに婚姻に準ずる関係を認める「パートナーシップ制度」を設ける自治体も見られるようになってきました。

平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指すとしています。

しかしながら、世界経済フォーラムが2022年7月に公表した「The Global Gender Gap Report 2022」では、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数*（Gender Gap Index：GGI）において、日本の順位は146か国中116位と、先進国の中では最低レベルとなっており、ジェンダー*平等への取組が一層求められています。

(8) 共助社会づくり

平成7（1995）年の阪神・淡路大震災を契機として、ボランティアやNPO*の活動が盛んになり、東日本大震災発生時には、地域コミュニティにおける住民の自発的な支え合い、ボランティアやNPOと行政との協働が行われ、その重要性が再認識されました。

平成24（2012）年4月に特定非営利活動促進法（NPO法）が改正施行され、地方自治体において、NPO法人*の認証・認定がなされています。令和4（2022）年3月末現在で認証法人は約5万1千団体あり、認定法人は1200団体を超えています。

平成27（2015）年3月、内閣府「共助社会づくり懇談会」が公表した「共助社会づくりの推進について～新たな『つながり』の構築を目指して～」において、地域や社会の課

題を解決するために、共助社会＝「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作っていき社会」の実現を目指す必要があるとされました。人口減少を始めとした、地域社会が抱える数多くの構造的な諸課題を克服するための処方箋の一つとして、「共助社会づくり」を進めることを提言しています。

埼玉県においても県民、NPO、事業者など、地域社会を構成する様々な主体が力を合わせて地域の課題を解決する、「共助の取組」を推進しており、これは、パートナーシップで目標を達成しようというSDGsの目標とも一致した取組となっています。

(9) 経済状況の不透明感と社会状況の変化

長引くデフレからの脱却を目指してきた我が国の経済を後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まず新型コロナウイルス感染症対策を重点的に実施し、経済を立て直すことが急務となっています。

更に、不透明感と危機感が増す世界情勢の変化を見極めつつ、国内の課題に向き合い解決策を講じる必要があります。

人生100年時代の到来という経済社会の急激な変化を踏まえ、子どもから若者、子育て世代、現役世代、高齢者まで、全ての世代が安心できる社会保障の基盤を構築することが求められています。

経済環境の変化が激しく、雇用形態や収入・世帯状況により、次世代の子どもたちの学力や進路にまで悪影響を及ぼす格差の拡大や固定化も問題となっています。

高齢者については、令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム*）の構築を推進しています。

また、子どもの教育では、Society5.0*時代を生きる子どもたちに相応しい、誰一人取り残すことのないGIGAスクール構想*が進められており、新型コロナウイルス感染症下のような場合であっても、学びの機会が保障される環境が整備されつつあります。

(10) SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、17のゴールと169のターゲットから構成され、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、「誰一人取り残さない」との理念により、経済・社会・環境の三側面における課題に対して統合的に推進するものです。

また、取組にあたっては、普遍性・包摂性・参画型・統合性・透明性の原則を重視することとしています。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するにあたり、17のゴールを追求することによって地域課題を解決するとともに、地域における資金の還流と再投資による自律的好循環を生み出し、SDGsを原動力とした地方創生を推進していくことが求められています。

4 まちづくりの主要課題

本市を取り巻く社会環境を踏まえ、本市の今後の主要課題を以下のとおり設定します。

(1) 協働・文化の分野

「羽生市まちづくり自治基本条例」、「羽生市協働のまちづくり指針」に基づいて推進してきた「市民参加、市民参画、市民協働*」の更なる推進を図り、市民と行政の適正な役割分担、市民活動団体*等との連携による自立性の高い地域社会の実現を目指す必要があります。

新型コロナウイルス感染症の流行は、地域コミュニティにおける人と人との繋がり希薄化を招いています。

人口減少と少子高齢化が進展する中、歴史・伝統・文化の継承や多文化の共生を図る上でも、これまで以上に地域の支え合いが必要とされています。同時に、グローバル化する社会の中、国際交流や他都市との交流を継続していくことも大切です。

更に、多様性が尊重され、互いを認め合う社会の実現を目指し、様々な人権問題への対応や男女がともに活躍できるまちづくりが求められています。

(2) 子育て・教育の分野

少子化が進む中、子育て・教育への市民ニーズと期待は高まっており、家庭・地域・学校が一体となって対策に取り組むことが必要です。

保育サービスの充実、ワーク・ライフ・バランス*や経済状況に配慮した子育て環境の整備とともに、学力の向上のみならず子どもたちの「生きる力」を育み、グローバル化やデジタル化にも対応した義務教育の充実と、高等教育機関等と連携した幅広い学びの場の提供が求められています。

また、グローバル化に対応した国際理解教育や、人生をより豊かにするために、生涯学び続けられる充実した環境の整備が重要です。

(3) 福祉・健康の分野

誰もが安心して地域で暮らしていくためには、多様な主体による支え合い・助け合いの関係構築が重要です。

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のために、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の更なる充実が求められています。

また、障がい者に対する理解の促進や権利擁護の取り組み、福祉サービス等とともに、社会の一員として安心して暮らせる共生社会のまちづくりが課題となっています。

更に、高齢者になっても健康的に生活できることが大切です。健康長寿のためには、健康を意識し生活習慣病*等の予防対策も必要です。体力増進と健康保持のためには、生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりも求められています。

市民の健やかで安心できる生活を支えるため、社会保障制度の適正かつ安定的な運用が重要です。

(4) 安全・安心の分野

頻発かつ激甚化する自然災害、火災、事故、犯罪などの市民生活への脅威に対して、行政や関係機関とともに地域や市民が一体となってその対策に取り組むことが重要です。

本市では、総合的かつ計画的な防災対策を定めた羽生市地域防災計画を令和5（2023）年3月に改定し、体制の強化に取り組んでいます。今後とも、堤防強化などの治水対策や公共施設等の防災力の強化とともに、自主防災組織への支援や防災訓練などを通じた、災害対応力の高いコミュニティづくりの推進が一層重要となっています。

また、市民の命と暮らしを守るため、医療体制の充実、防犯や交通安全、消費生活の安全確保においても、関係各機関や地域住民等との連携強化が課題となっています。

(5) 産業・雇用の分野

地域経済を維持発展させるためには、地域の特色を生かし、地域資源を効果的に活用することが重要です。行政と商工団体等の連携による、中小企業や個人事業者への積極的な支援とともに、農・商・工連携や市民による主体的な活動も期待されます。

農業においては、次世代農業の担い手づくりとともに、農業基盤の整備や農地集積を引き続き積極的に推進し、「生産性の高い儲かる農業」への転換を図っていく必要があります。

また、賑わいと活力のあるまちをつくるためには、中心市街地等の活性化が課題です。

企業誘致については、交通の優位性を生かした工業・産業用地の創出も含めて、積極的に進める必要があります。雇用については、雇用機会の創出、就業支援、定住対策を目的とした地域雇用対策等も重要です。

交流人口、関係人口の創出・拡大や移住対策のためにも観光事業に対する期待は大きく、地域ブランド*の創出や推進、シティプロモーション*につながる効果的な取組が求められています。

(6) 都市基盤の分野

本市は、人口減少と少子高齢化が進む中、羽生市都市計画マスタープラン*に基づき、日常生活圏が小さく、かつエネルギー効率が良い「コンパクトシティ*」化を目指しています。

市民の快適な居住環境を守り、産業活動を促すためには、市街化区域の秩序ある整備の促進と、市街化調整区域*における集落機能の維持・集約及び豊かな自然的環境の保全が必要です。

市内及び広域を結ぶ公共交通・道路のネットワークの維持・整備に加え、増加する高齢者等に対する移動手段の確保が求められています。

また、市民の憩いの場である公園が持つ機能の充実や魅力の向上、緑地や親水空間*の保全には、市民との協働による取組が重要となります。

(7) 生活環境の分野

生活環境を維持していくためには、市民一人ひとりに対する環境意識の醸成と、市民・事業者・行政による連携が必要です。

し尿・汚泥など生活雑排水を処理する水質浄化センターや汚泥再生処理センターの適切な維持管理が必要です。

また、新たなごみ処理施設が稼働するまでは、清掃センターの安定的な運営が求められま

す。ごみの発生抑制や資源循環の推進、脱炭素社会の構築は世界規模の課題となっています。空き家・空き地については、防犯・防災に加え、良好な景観形成や地域活性化のためにも、発生防止とともに、有効に活用する取組が重要となります。

(8) 行政経営の分野

頻発化・激甚化する自然災害や新たな感染症の流行等、様々な危機から市民を守る対策の強化が求められています。

人口減少と少子高齢化が進む中、財政状況は厳しさを増すことが予想され、持続可能で安定した財政運営が重要となります。

公共施設等については、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な保全と維持管理を行い、長寿命化に取り組むことで、財政負担の軽減と平準化に努めることが必要です。

正確な情報を適切な方法で広く市民に提供し、共有することで相互理解を促進し、行政経営の透明性を確保するとともに、行政がもつ情報を適正に取り扱うことが求められています。

また、行政経営の一層の効率化を図るため、職員の人材育成やデジタル技術の活用、民間活力の導入、広域行政の推進等が重要となっています。